

●香川県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和3年4月1日	川西歯科医院	坂出市元町3丁目3番6号
令和3年5月2日	医療法人社団審美会 もり歯科矯正歯科医院	木田郡三木町大字池戸3305番地1